登録番号	広島県第5136号		氏名又は名称	向井　浩一	
作成日	2024／7／18	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 （該当に○）	（○）遊漁船に周知内容を掲示する。 （○）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（　　）
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 （自由記載（必須）本線の引き波に注意　　） ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　）